

# 社会福祉法人偕生会 役員等報酬規程

平成 09 年 04 月 01 日 制定

平成 29 年 06 月 27 日 改訂

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

この規程は、社会福祉法人偕生会(以下「法人」という。)の定款第 11 条、定款 23 条に基づく役員、評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

- ここに定める以外の事項は、関係法令、定款あるいは評議員会の決定に従うものとする。

### 第 2 条 (定義)

この規程で役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。

- 役員のうち、会長、理事長、常務理事を役付役員、施設長等職員を兼務する役員を兼務役員といい、総じて常勤役員という。
- その他の役員を非常勤役員という。

## 第 2 章 常勤役員報酬等

### 第 3 条 (常勤役員報酬)

常勤役員の報酬は、世間水準、法人業績、職員給与とのバランス等を考慮し、評議員会が決定した別表 1 の報酬総額の限度内にて決定する。

- 役員の報酬は、法人の業績が著しく低下し、もしくは役員規程第 17 条あるいは第 18 条に抵触したときは評議員会の決議により減額することがある。

### 第 4 条 (常勤役員報酬の改定)

原則として、役員報酬の定期昇給は行わない。

### 第 5 条 (通勤交通費)

原則として、常勤役員には公用車を配置する。

- 理事長が必要と認めた役員には、公用車による送迎を行うことができる。
- 社用車の配備を受けず、自家用車を使用する役員には、当該自家用車を準公用車扱いし、ガソリン等の実費を支給する。

### 第 6 条 (支給日)

役員の報酬は、職員給与の支給日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合には、その前日に支給する。

### 第 7 条 (控除)

役員の報酬から次のものを控除する。

- 所得税
- 住民税
- 社会保険料
- 立替金
- 前払金
- 貸付金
- その他法人との書面契約によるもの

### 第 8 条 (施設長等が役員に選任された場合の報酬)

施設長等が役員に選任された場合の報酬については、職員給与を適用するものとする。

### 第 9 条 (役員賞与)

法人の業績に応じて、常勤役員に対し役員賞与を支給することがある。役員賞与の総額は評議員会が決定した別表 1 の報酬総額の限度内と定め、配分は理事長が行う。

## 第 3 章 非常勤役員等

### 第 10 条 (非常勤役員報酬)

非常勤役員の報酬は、原則として支給しない。ただし、次の各号に該当するときは、その都度、労働の対価として役員報酬を支給するものとする。

- 非常勤役員が理事会に出席した場合は、一日につき 20,000 円を支給する。

(2) 理事長の特命を受けて法人業務を行う場合は、一日について10,000円を支給する。

(3) 監事が監事監査を実施した場合は、一回について35,000円を支給する

2. 前条第2号の場合に旅費が生ずる場合には、役員等旅費規程により旅費を支給するものとする。
3. 理事会及び監事監査に生じる旅費に関しては、これを支給しない。

#### 第11条 (評議員報酬)

評議員は無報酬とする。ただし、定款第23条第2項に基づき、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は別表2のとおりとする。旅費が生ずる場合には、役員等旅費規程により旅費を支給するものとする。

#### 第12条 (第三者委員報酬) ※削除

#### 第12条 (内規)

理事長は、必要に応じてこの規程の内規を策定することができる。

#### 第13条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、規程管理規程第8条第2項に基づき規程管理規程別表1で定める主管部門が立案し、規程総括管理部門と協議を通じて経営会議の審議を経て、評議員会が決議する。

附 則 この規程は、平成09年04月01日より施行する。

附 則 この規程は、平成16年10月08日より施行する。この規程の改訂に伴い、費用弁償規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成18年04月01日より施行する。

附 則 この規程は、平成21年05月27日に改訂し、平成21年05月27日より適用する。

附 則 この規程は、平成27年02月07日に改訂し、平成27年02月08日より適用する。

附 則 この規程は、平成29年06月27日に改訂し、平成29年04月01日に遡り適用する。

役員報酬規程 別表1

常勤役員報酬

区 分	年間報酬総額
常勤役員	40,000,000 円

役員報酬規程 別表2

費用弁償

区 分	交通費
評議員	10,000 円